

植田少年少女合唱団 保護者会 規約

第1章 名称

第1条 本会は「植田少年少女合唱団 保護者会」と称し、事務局を植田校区公民館に置く。

第2章 目的

第2条 本会は植田少年少女合唱団の活動の円滑な運営の実現を応援し、保護者同士が繋がる中で、地域に根ざした合唱団に育てることを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

- 1 日常の合唱活動（コンクール・イベント参加・定期演奏会）の実現に向けての計画・準備・実行
- 2 その他、本会の目的達成に必要なと認める事業

第4章 組織

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

植田少年少女合唱団に団員として所属する児童生徒の保護者
および児童生徒は卒団しているが、希望する者

第5条 本会の事務局内の本部役員とその任務は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 会長（1名） | 合唱団全般に関すること・外部団体との交渉・広報・イベント申し込み・児童生徒管理 |
| 2 | 副会長（ 小学部中学部各1名 ） | 会長を補佐する・ネット広報・印刷物の印刷・配布・練習会場調整 |
| 3 | 会計（1名） | 団費集金・保険・出納 |
| 4 | イベント推進担当（1～3名） | コンクール以外のイベント参加・定期演奏会の計画立案・準備・実行 |
| 5 | 小学校代表（1名）・中学校代表（1名） | グループLINEを通して、保護者の意見集約 |
- ※4と5については、上記1～3までの者が兼ねてよいものとする。
※4については、イベントに年間通して関わる者とし、4の他に、そのイベントに特に関わりを持つ者が、その都度イベント推進担当に加わり、4と協力して推進する。

第6条 本会は次の部署で構成する

- 1 3役会 会長・副会長・会計
- 2 4役会 会長・副会長・会計・イベント推進担当
- 3 保護者会（対面・LINE）

第5章 本部役員の選出と任期

第7条 本会の役員は、次の方法で選出し、保護者会での承認を得る。

年度初めの保護者会までに立候補を受けつけ、保護者会で承認を得る。

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第9条 本会の役員に欠員が生じたときは、後任者を決め、その任期は前任者の残留期間とする。

第6章 会議

第10条 保護者は年度に2回（5月・2月）開催され、会員の3分の2の出席者（委任状含む）で成立し、以下のことを出席者の過半数で議決する。

- 1 役員および指導者の承認
- 2 運営方針および活動計画
- 3 コンクールやイベント・定期演奏会に出演する際のピアニストの選定
- 4 外部講師の招聘
- 5 活動に伴って議決が必要な事項
- 6 会務報告

7 予算、収支、決算

第11条 保護者は会長が必要と認めるとき招集し、会務を議決する。（対面・LINE）

【主な内容】

- 第1回 5月 その年度の役員承認、前年度の会計・監査報告
コンクールやイベントへの参加計画承認
- 第2回 2月 1年間の反省 次年度の活動の討議 ほか

第7章 一般会員の活動について

第12条 役員以外の一般会員の活動は、以下の通りとし、いずれも任意とする。

- 1 練習見学および緊急時対応の手伝い
- 2 イベント推進担当の動員要請に応じ、イベントへの準備、当日の雑壇運搬、そのほか児童生徒の活動が円滑に進むための手伝い

第8章 会計

第13条 本会の運営は、児童生徒の団費月2千円と年会保護者会費3千円をもって充てる。

ただし入会時は入会金として、2千円（ファイル代・保険料）を納めるものとする。
団費については、練習出欠の如何にかかわらず、月2千円を納めるものとする。
兄弟児については2人目は千円とする。

また、保護者会（対面・LINE）の承認により、臨時に集金できるものとする。

第14条 年度途中の入会の年間保護者会費については、4月～9月入団3000円

10月～3月入団は千五百円とする

団費集金日は毎月最後の練習日とする（但し日程により変更する場合もある）

第9章 監査

第15条 1 監査は本会の会務および会計の監査を行う。

2 監査は、会長の推薦によって、一般会員より1名選出する。

第10章 付則

・本規約は、令和7年5月23日より施行

・令和8年2月28日 一部改訂